

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年6月26日
【会社名】	株式会社メイテック
【英訳名】	MEITEC CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 國分秀世
【本店の所在の場所】	名古屋市西区康生通二丁目20番地1 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記の東京本社において行っております。)
【電話番号】	050(3101)0444
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 山下徹
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区上野一丁目1番10号 (東京本社)
【電話番号】	050(3033)0947
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 山下徹
【縦覧に供する場所】	株式会社メイテック 東京本社 (東京都台東区上野一丁目1番10号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2023年6月22日開催の当社第50回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2023年6月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当（第50期期末配当）の件

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金63円 総額4,940,560,800円

剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月23日

第2号議案 吸収分割契約承認の件

持株会社体制への移行のため、効力発生日を2023年10月1日（予定）として、当社が営む一切の事業（但し、当社が株式を保有する会社の事業活動に対する支配又は管理及びグループ運営に関する事業を除く）を当社の完全子会社である株式会社メイテック分割会社へ継承させる吸収分割契約の内容を承認する。

第3号議案 定款一部変更の件

第2号議案「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決され、本吸収分割の効力が発生することを条件として、2023年10月1日（予定）に次のとおり当社定款を変更する。

- (1) 純粋持株会社としての役割を明確にする観点から、商号及び目的の変更を行う。
- (2) 当社グループの経営効率向上を図るため、本店の所在地の変更を行う。
- (3) 監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設ける。
- (4) 活発な審議による的確で迅速・果断な意思決定が行われることを目的とし、現時点の事業の種類・規模等を勘案した適正な員数とすべく、取締役の員数を22名以内から12名以内に変更する。
- (5) 会社法の規定に則り、果断な経営判断を執り行うリーダーシップの発揮の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設を行う。
- (6) 配当を機動的に行うこと等を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議によっても行うことができる規定の新設を行う。
- (7) 上記(1)から(6)の変更に伴う条数等の変更を行う。

第4号議案 取締役4名選任の件

取締役として、以下の4名を選任する。
國分秀世、上村正人、山口陽、横江公美

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役として、國部徹を選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、以下の4名を選任する。
國分秀世、上村正人、山口陽、横江公美

第7号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員で

ある取締役として、以下の3名を選任する。
植松正年、國部徹、山時光信

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額385百万円以内（内訳：固定報酬「年額135百万円以内（うち社外取締役分年額54百万円以内）」、業績連動報酬「連結損益計算書の親会社株主に帰属する当期純利益の2.5%以内の額、かつ、250百万円以内」（社外取締役は支給対象外。））と設定する。

第9号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員である取締役の報酬額を年額60百万円以内（内訳：固定報酬年額「60百万円以内」）と設定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	709,119	840	4	(注)1	可決 (99.82%)
第2号議案	709,211	748	4	(注)2	可決 (99.84%)
第3号議案	668,425	41,532	4	(注)2	可決 (94.09%)
第4号議案					
國分 秀世	693,775	14,375	1,812	(注)3	可決 (97.66%)
上村 正人	706,404	3,538	20	(注)3	可決 (99.44%)
山口 陽	706,621	3,321	20	(注)3	可決 (99.47%)
横江 公美	706,603	3,339	20	(注)3	可決 (99.47%)
第5号議案					
國部 徹	709,467	492	4	(注)3	可決 (99.87%)
第6号議案					
國分 秀世	702,016	6,134	1,812	(注)3	可決 (98.82%)
上村 正人	706,371	3,571	20	(注)3	可決 (99.44%)
山口 陽	706,551	3,391	20	(注)3	可決 (99.46%)
横江 公美	706,533	3,409	20	(注)3	可決 (99.46%)
第7号議案					
植松 正年	707,655	2,287	20	(注)3	可決 (99.62%)
國部 徹	707,677	2,265	20	(注)3	可決 (99.62%)
山口 光信	707,612	2,330	20	(注)3	可決 (99.61%)
第8号議案	708,068	900	995	(注)1	可決 (99.67%)
第9号議案	708,192	776	995	(注)1	可決 (99.69%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の多数の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
4. 決議の結果(賛成の割合)の計算方法は、本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の全ての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち各議案に対する賛成、反対及び棄権の確認が取れた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上